

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第5条 委託会社等は、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客（特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。）に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則</p> <p>第1条～第4条 (同 左)</p> <p>(注意喚起文書の交付等)</p> <p>第5条 委託会社等は、委託会社が設定する「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託」の取得に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客（特定投資家を除く。以下本条及び次条において同じ。）に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。<u>ただし、取得に係る契約の締結前1年以内に当該顧客に対し当該投資信託と同種の内容の投資信託の取得に係る注意喚起文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第2項第2号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>